

京都大学	博士 ( 法 学 )	氏名	梁 邵英
論文題目	立法過程における「立法影響評価」の意義－日本と韓国における「立法学」の視点から－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、日本と韓国の立法過程で生じる共通課題に着目し、より良き立法や立法過程の民主化・効率化のための「立法影響評価」理論が両国の立法過程でどのように位置づけられるかを立法学的視点から考察するもので、「はじめに」を序章とし、第一部全二章と第二部全四章を経て、結章となる「おわりに」で締め括られている。</p> <p>立法学と立法影響評価論の背景と定義を論じた「はじめに」に続く第一部は、出発点となる立法に対する全般的な考察と社会変化に伴う立法を日韓の立法過程に照らして検討を行う。第一章では、立法が法の発見を意味するか法の創造を意味するかについて、功利主義に基づき近代的立法の原則を提示したベンサム、立法における法の発見を重視したサヴィニーの立法理論、法の目的を社会利益に合わせるにより法政策学の理論的基礎を整えたイェーリンクの議論などを手がかりに考察し、立法とは全ての国民に差別なく適用されるという意味で一般的な、発生可能な事項について事前的決定を行うという意味で抽象的な規範を定立する行為であり、法の創造であるとする。第二章は、社会変化に伴う立法の変化と立法過程のあり方を検討し、両国が異なる政治形態ながらも立法と立法過程の共通課題として、立法の質の低下、立法の洪水現象、ポピュリズム的立法及び国会審議の形骸化等の問題があることを指摘し、立法・立法学における緊要な課題であるより良き立法や立法過程の民主化・効率化の実現を目指して登場したのが「立法影響評価」の理論であること、それには融合学問的・学際的アプローチが必要であることを説く。</p> <p>そこで第二部は、立法影響評価論の動向をみた上で、諸外国における立法評価制度を分析し、その有用性を検討する。まず、第一章では、2000年頃からそれに関する議論が活発に展開されてきた韓国学界の動向と研究成果を紹介し、国民生活に不便をもたらす過度の法律や規制を改革するための立法学の発展として歓迎する一方、従来の研究はそれを立法に係る新たな評価制度の一つとして紹介し、制度化論議に至ったと批判的に分析し、韓国における政府法制処と国会事務局法制室による法令の立案審査、国会予算政策処による予算決算基金や財政運用関連事項に関する研究の分析評価、国会立法調査処による立法と政策の調査研究、憲法裁判所による違憲法律審判等は、いずれも立法影響評価としての機能を果たしていることを指摘して、再考の必要があるとする。</p> <p>比較法的考察に充てた第二章は、立法に係わる諸外国の憲法的枠組みを踏まえつつ評価制度を紹介し、特に独仏やスイスで行われている立法影響評価と英米法系の国の規制影響評価について、各国の政治形態や社会的状況に即して多</p>			

様な評価制度を導入していることを確認するとともに、その背景や法的根拠、評価対象や評価手続の分析を通して、立法影響評価は、立法行為が国家政策の根拠を裏付けると同時に国家政策を実現する手段を確保する過程であること、憲法理念を実現し必要な規制を最小化するためのより良き法律の制定に貢献しうること、いわば予防法学としての意味を有することなどを論じる。

第三章は、日本における立法影響評価論を検討するもので、まず、その制度と類似の機能を果たす政策評価と規制影響評価の制度を取り上げ、前者は、行政機関政策評価法に基づき各府省が自ら政策の効果を把握分析する制度として、その結果が次の企画立案や実施に反映する点から事前評価的機能を果たしているとし、後者は、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益等の影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す重要な制度と位置づける。他方、立法に対する評価機能を果たすべき機関として、総務省行政評価局・会計検査院等が挙げられうるが、これらの評価がどの程度の影響を与えるかについては疑問が残る、とする。

第四章は、日韓の立法過程の中で立法影響評価が持つ意義と韓国における制度化の議論や方法を検討する。ここでは、制度化の議論として、行政組織を通じたもの、国会を通じたもの、独立的第三者機関を通じたもの等を紹介し、さらに客観性の確保について深く検討すべきことが主張される。また、立法影響評価の専門性を高め、効率的な立法を制定するため、立法関連の各種評価を包括・統合する事前評価制度を導入する全面的導入方案を導入すれば、立法プロセスを簡素化させ、政策の迅速性と効率的な法制化を図りうるほか、不必要な立法を防止し、体系的な分析を通じてより良き法律の制定に寄与しうる。こうして統合的な立法影響評価制度の導入により、現行の立法過程における不備を改め、より効率的な立法手続を通じてより良き法律を制定すべきことが説かれる。

終章となる「おわりに」では、以上の立論を要約した後に、具体的な事例検討により立法影響評価の必要性の根拠を明らかにすべきことや、立法事実論に基づき立法影響評価の基準の考察を重ねていく必要などを述べて、今後の研究課題を展望している。

(論文審査の結果の要旨)

本論文のテーマをなす立法影響評価(立法評価)は、1980年代にスイスで議論され制度化された後に、ドイツ・フランスなどでも政府・議会レベルで制度化されてきたが、その動きに呼応するかたちで日本でも紹介され、韓国では制度化に向けた検討も進められてきた。その背景には、現代の立法をめぐる病理現象として、「立法の洪水」「立法の質の低下」といった傾向があり、これに対する共通の危機感があることは、広く指摘されている。

こうした状況の中、本論文は、まず、立法影響評価の制度について、韓国における最新の研究成果やヨーロッパにおける制度化の動向を参照しつつ、具体的な立法評価の基準や範囲などを考察するとともに、その活用策を提示することによって、従来の「より良き立法」といった抽象的な要請をできるだけ客観化しようとする憲法論的・立法学的な試みとして、高く評価することができる。また、一種の予防法学としての立法学と立法影響評価に着目し、その意義を積極的に示した点においても、立法影響評価の制度と理論に関する本格的な研究成果と評することができる。

さらに、とくに韓国では、近年、議員発議の法律案が爆発的に増えたことなどへの対応案が模索される中で立法影響評価への関心が高まったという事情があるが、本論文は、比較法的素材に対する考察を基礎として母国の学説・実務の動向に対して一定の距離を保つことによって、韓国における立法影響評価導入論に対する客観的な分析を行っている点も、重要である。

とはいえ、本論文には幾つかの難点があることも否めない。例えば、ある立法が国民生活への多面的な意義・効果をもつ場合、特定の立法が政策の一部を構成するにすぎない場合などの影響評価のあり方や、第三者機関による評価を義務づけるかたちで立法影響評価の制度化を図る場合の憲法上の論点、とくに議会の有する立法権との関係等について、立ち入った検討の跡が見られない。

以上の諸点は、しかし、本論文の学術的な価値を決して損なうものではなく、むしろ今後の研究における課題として位置づけることができる。本論文が、比較法的な事例や日本の憲法学・立法学における古典的業績から最近に至るまでの研究を広く参照し、留学の成果を最大限に活かしながら纏められた、「立法の洪水」という指摘に象徴される現代国家の立法の量的拡大に対して質的向上を目指す試みとして貴重な論考であることは、疑いのないところである。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成26年2月5日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。